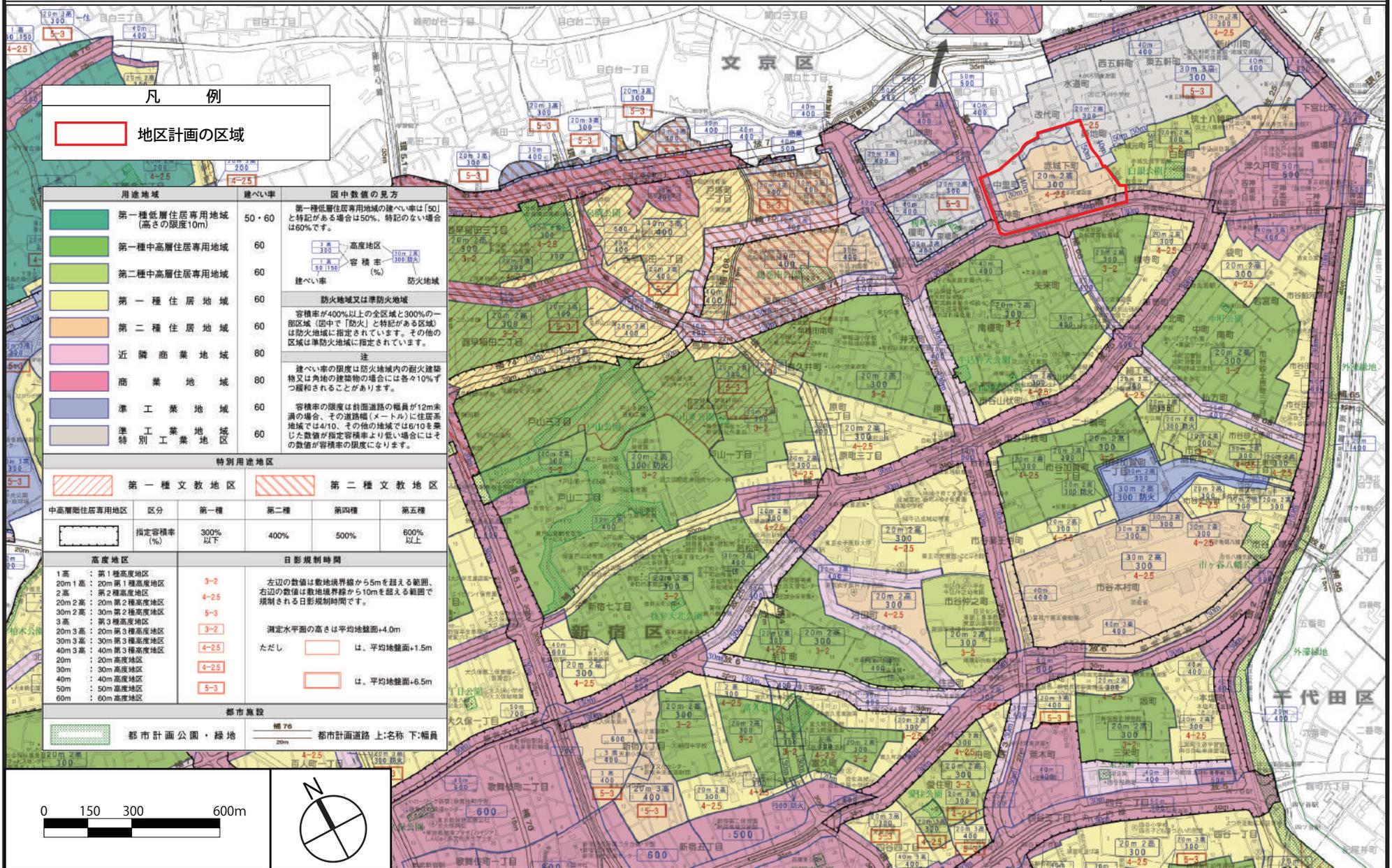


# 東京都計画地区計画 赤城周辺地区地区計画 総括図

[ 新宿区決定 ]



## 凡 例

地区計画の区域

用途地域	建ぺい率	区中数値の見方
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	<p>第一種低層住居専用地域の建ぺい率は[50]と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。</p> <p>高度地区 容積率 (%)</p> <p>建ぺい率 防火地域</p> <p>防火地域又は準防火地域 容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域(区中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。</p> <p>注 建ぺい率の限度は防火地域内の耐火建築物又は角地の建築物の場合には各々10%ずつ緩和されることがあります。</p> <p>容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を乗じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。</p>
第一種中高層住居専用地域	60	
第二種中高層住居専用地域	60	
第一種住居地域	60	
第二種住居地域	60	
近隣商業地域	80	
商業地域	80	
準工業地域	60	
準工業地域地区	60	
特別工業地域	60	
特別用途地区		
第一種文教地区		第二種文教地区
中高層住居専用地域	区分	第一種 第二種 第四種 第五種
	指定容積率 (%)	300%以下 400% 500% 600%以上
高度地区		日影規制時間
1高 : 第1種高度地区	3-2	<p>左辺の数値は敷地境界線から5mを超える範囲、右辺の数値は敷地境界線から10mを超える範囲で規制される日影規制時間です。</p>
2高 : 第2種高度地区	4-25	
20m 2高 : 20m 第2種高度地区	5-3	<p>測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m</p> <p>ただし、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3-2</span> は、平均地盤面+1.5m</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4-25</span> は、平均地盤面+6.5m</p>
30m 2高 : 30m 第2種高度地区	3-2	
3高 : 第3種高度地区	4-25	
20m 3高 : 20m 第3種高度地区	4-25	
30m 3高 : 30m 第3種高度地区	4-25	
40m 3高 : 40m 第3種高度地区	4-25	
20m : 20m 高度地区	4-25	
30m : 30m 高度地区	4-25	
40m : 40m 高度地区	4-25	
50m : 50m 高度地区	4-25	
60m : 60m 高度地区	4-25	
都市施設		
都市計画公園・緑地		都市計画道路上:名称 下:幅員



# 東京都市計画地区計画 赤城周辺地区地区計画 位置図

[新宿区決定]

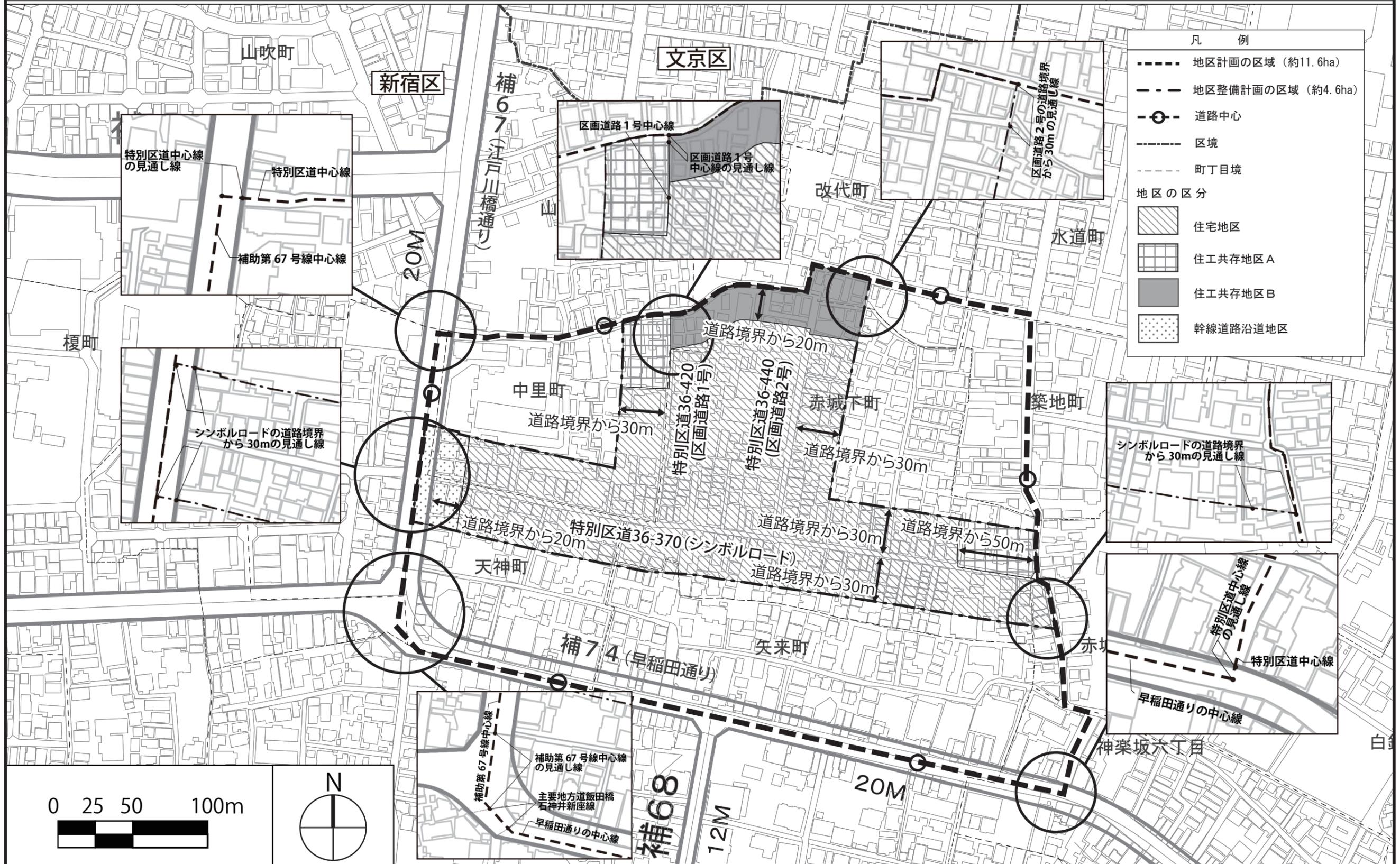


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図および道路網図を利用して作成したものである。  
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号)30都市基交著第6号 30都市基街都第6号、平成30年4月19日

# 東京都市計画地区計画 赤城周辺地区地区計画

## 計画図 1

[ 新宿区決定 ]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図および道路網図を利用して作成したものである。  
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号)30都市基交著第6号 30都市基街都第6号、平成30年4月19日

# 東京都市計画地区計画 赤城周辺地区地区計画

## 計画図 2

[ 新宿区決定 ]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図および道路網図を利用して作成したものである。  
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号)30都市基交著第6号 30都市基街都第6号、平成30年4月19日

# 東京都市計画地区計画 赤城周辺地区地区計画

## 方針付図

[ 新宿区決定 ]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図および道路網図を利用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
 (承認番号)30都市基交著第6号 30都市基街都第6号、平成30年4月19日